(m)「個人情報」とは、特定された又は特定し得る自然人に関する情報（データを含む。）をいう。

(n)「受信者」とは、次のものをいう。

(i) 自然人

(ii) 法人（各締約国の法令に定める範囲に限る。）

(o)「要求されていない商業上の電子メッセージ」とは、公衆電気通信サービスを通じ、受信者の同意なしに又は受信者の明示的な拒否に反して、商業上又はマーケティングの目的で電子的なアドレスに送信される電子メッセージをいう。

第八・七十二条　関税

1　両締約国は、一方の締約国の者と他方の締約国の者との間の電子的な送信（電子的に送信されるコンテンツを含む。）に対して関税を課してはならない。

2　1の規定は、締約国が電子的な送信に対して内国税、手数料その他の課徴金を課することを妨げるものではない。ただし、これらの内国税、手数料又はその他の課徴金がこの協定に適合する態様で課されることを条件とする。

第八・七十三条　ソース・コード

1　一方の締約国は、他方の締約国の者が所有するソフトウェア又は当該ソフトウェアを含む製品の一方の締約国の領域における輸入、流通、販売又は使用の条件として、当該ソフトウェアのソース・コードの移転若しくは当該ソース・コードへのアクセス又は当該ソース・コードにおいて表現されるアルゴリズムの移転若しくは当該アルゴリズムへのアクセスを要求してはならない。

2　この条の規定は、一方の締約国の規制機関若しくは司法当局が、又は適合性評価機関に関して一方の締約国が、他方の締約国の者に対し、次のことを要求することを妨げるものではない。

(a) 調査、検査、検討、執行活動又は司法手続のため、ソフトウェアのソース・コード又は当該ソース・コードにおいて表現されるアルゴリズムを保存し、又は入手可能なものとすること（注）。ただし、当該ソース・コード及び当該アルゴリズムを許可されていない開示からの保護の対象とすることを条件とする。

注　両締約国は、当該ソース・コード又は当該アルゴリズムを入手可能なものとすることがソフトウェアのソース・コード又は当該ソース・コードにおいて表現されるアルゴリズムの営業上の秘密としての地位に悪影響を及ぼすものと解してはならないことを了解する。

(b) 調査、検査、検討、執行活動又は司法手続の後に、一方の締約国の法律に基づいて認められた是正措置を課し、又は執行するため、ソフトウェアのソース・コード若しくは当該ソース・コードにおいて表現されるアルゴリズムを移転し、又は当該ソース・コード若しくは当該アルゴリズムへのアクセスを提供すること。

3　この条の規定は、次のことについては、適用しない。

(a) 例えば、自由に交渉された契約又は政府調達に関連して、他方の締約国の者がソース・コード若しくは当該ソース・コードにおいて表現されるアルゴリズムを自主的に移転し、又は当該ソース・コード若しくは当該アルゴリズムへのアクセスを自主的に付与すること。（注）

注　政府調達に関連して自主的に移転し、又は自主的にアクセスを付与することには、ソース・コードを含むソフトウェアの更新、スケーリング及び修正を目的とした移転及びアクセスを含む。

(b) 政府の権限の行使として提供されるサービス又は遂行される活動を行うこと。

4　この条の規定は、締約国が1の規定に適合しない次の措置（注）を採用し、又は維持することを妨げるものではない。

注　当該措置には、安全を確保するための措置（例えば、認証手続又は保証手続に関連するもの）を含む。

(a) (b) 第一・五条、第八・三条及び第八・六十五条の規定に基づく措置

(b) 第十・一条の規定により組み込まれる政府調達協定第三条の規定に基づく措置

第八・七十四条　国内規制

各締約国は、一般に適用される自国の全ての措置であって、電子商取引に影響を及ぼすもの（自国による情報の収集に関係するものを含む。）が合理的、客観的及び公平な態様で実施されることを確保する。

1　両締約国は、電子的手段によるサービスの提供に対し、事前の許可又はこれと同等の効果を有するその他の要件を課さないよう努める。

2　1の規定は、電子的手段により提供するサービスを個別に及び限定的に対象とするものではない許可の枠組み並びに電気通信の分野における規則の適用を妨げるものではない。

第八・七十六条　電子的手段による契約の締結

締約国は、自国の法令に別段の定めがある場合を除くほか、電子的な取引を規制する次の措置を採用し、又は維持してはならない。

(a) 契約が電子的手段により締結されることのみを理由として、当該契約の法的効力、有効性又は実施可能性を否定する措置

(b) 電子的手段により締結される契約の利用に障害をもたらすその他の措置

第八・七十七条　電子認証及び電子署名

1　締約国は、自国の法令に別段の定めがある場合を除くほか、電子署名又は電子認証から生じた認証データが電子的形式によるものであることのみを理由として、当該電子署名又は当該電子認証から生じた認証データの法的な効果又は有効性を否定してはならない。

2　締約国は、電子認証及び電子署名を規制する次の措置を採用し、又は維持してはならない。

(a) 電子的な取引の当事者が当該取引のための適当な電子認証の方式を相互に決定することを禁止することとなる措置

(b) 電子的な取引の当事者が当該取引における電子認証又は電子署名の使用について適用可能な法的な要件を満たしていることを司法当局又は行政当局に対して証明することを妨げることとなる措置

3　2の規定にかかわらず、各締約国は、特定の種類の取引について、電子認証又は電子署名の方式が、客観的であり、透明性があり、及び差別的でなく、かつ、関係する種類の取引の個別の性質にのみ関係する特定の実施基準を満たすこと又は自国の法令に従って認定された当局によって認証されることを要求することができる。

4　両締約国は、相互運用性のある電子認証及び電子署名の使用を奨励する。

第八・七十八条　電子商取引のためのインターネットへの接続及びインターネットの利用に関する原則

各締約国は、自国の適用のある政策及び法令に従うことを条件として、自国の領域の消費者（注）が次のことができるよう確保する適当な措置を採用し、又は維持すべきである。

注　この条の規定の適用上、「消費者」とは、個人的な又は営業上、事業上若しくは職業上の目的のためにインターネットを利用するあらゆる自然人又は法人をいう。

(a) 合理的な、透明性のある、及び差別的でないネットワークの管理の範囲内で、インターネット上で利用可能な消費者が選択するサービス及びアプリケーションにアクセスし、並びに当該サービス及びアプリケーションを利用すること。

(b) 消費者が選択する装置をインターネットに接続すること。ただし、当該装置がネットワークに損害を及ぼさないことを条件とする。

(c) 消費者向けのインターネット接続サービスの提供者によるネットワークの管理上の実務に関する情報にアクセスすること。

第八・七十九条　消費者の保護

1　両締約国は、電子商取引に適用される透明性のある、かつ、効果的な措置であって消費者の保護に関するもの及び電子商取引における消費者の信頼の向上に資する措置を採用し、及び維持することの重要性を認識する。

2　各締約国は、オンラインでの商業活動を行う消費者に損害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある詐欺的又は欺まん的な商業活動を禁止するため、消費者の保護に関する法令を制定し、又は維持する。

3　両締約国は、消費者の保護及び福祉を促進するため、消費者の保護について責任を有するそれぞれの権限のある当局の間における電子商取引に関連する活動に関する協力の重要性を認識し、及び当該協力を促進する。このため、両締約国は、第十一・七条4から6までの規定に基づく協力には、オンラインでの商業活動に関する協力を含むことを確認する。